船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内において幼保連携型認定こども園を設置している者（以下「設置者という。」に対し、幼保連携型認定こども園運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、幼保連携型認定こども園の費用負担の軽減を図り、設置の促進及び質の向上に資する。

（定義）

第２条　この要綱において「幼保連携型認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）（以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定するものをいう。

（交付の要件）

第３条　補助金の交付を受けることができる設置者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

⑴　認定こども園法第１７条第１項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置に係る認可を受けた者であること。

⑵　市長が子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の施設型給付費の支給に係る施設として確認する幼保連携型認定こども園の設置者であること。

⑶　子ども・子育て支援法第１９条第１項第２号及び第３号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係る利用定員（同法第３１条第１項の規定に基づき定めたものに限る。以下同じ。）の数が２０人以上であること。

（交付対象等）

第４条　補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、別表第２に掲げる日までに船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付申請書（第１号様式）により、市長に申請しなければならない。この場合にお

いて、別表第３に掲げる費用に係る申請にあっては、同表に定める書類を添付しなければならない。

（交付可否の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付可否決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付請求書（第３号様式）により速やかに市長に請求しなければならない。

（交付の時期）

第８条　前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

（報告の義務）

第９条　補助金の補助事業が完了した設置者は、補助金の使途を明確にするため、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金実績報告書（第４号様式）により市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金確定通知書（第５号様式）により当該設置者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第１１条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第１２条　補助金の交付を受けた設置者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金消費税仕入控除税額報告書（第６号様式）により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、消費税額及び地方消費税額を補助金の交付の対象となる費用に含めないで第９条の規定による実績報告を行った場合には、この限りでない。

（財産の処分の制限）

第１３条　補助金の交付を受けた設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第１４条　補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後５年間整備しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

（交付対象等の特例）

２　令和７年度に限り、別表第１の７の項の規定は適用せず、予備保育教諭の雇用に要する費用に係る補助金の算定基準及び補助金の額は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成２９年度以後の年度分の補助金について適用し、平成２８年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成３０年度以後の年度分の補助金について適用し、平成２９年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、平成３１年度以後の年度分の補助金について適用し、平成３０年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、

令和２年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和３年度以後の年度分の補助金について適用し、令和２年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和４年度以後の年度分の補助金について適用し、令和３年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和５年度以後の年度分の補助金について適用し、令和４年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和６年度以後の年度分の補助金について適用し、令和５年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第１備考１６の改正規定（「令和５年７月３１日付けこ成事第３６５号」を「令和５年９月７日付けこ成事第４８１号」に改める部分に限る。）は、令和７年３月３１日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定を除き、改正後の船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱の規定は、令和７年度以後の年度分の補助金について適用し、令和６年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第１

区分	補助金の算定基準		補助金の額
1　職員の処遇向上に要する費用	毎月１日在職の正規職員の数	ア　保育教諭 イ　保健師 ウ　助産師 エ　看護師 オ　准看護師 カ　理学療法士 キ　作業療法士 ク　言語聴覚士	正規職員１人当たり月額 35,100 円
		ケ　栄養士又は管理栄養士	正規職員1人当たり月額27,000円
		コ　事務長 サ　事務員の職務に従事する者 シ　アからサまで、ス及びセに掲げる者のほ	正規職員1人当たり月額20,610円

		か、保育に従事する者	
		ス　調理員の職務に従事する者 セ　用務員の職務に従事する者	正規職員1人当たり月額19,130円
	期末手当の支給月1日在職の正規職員の数		正規職員1人当たり1回目支給分47,720円2回目支給分49,840円（期末手当が年１回支給される場合は、97,560円）
2　主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	特定教育･保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号）別紙3に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の調理員 1 人又は臨時的雇用職員の調理員 1 人及び勤務時間数。ただし、1日4時間を超える場合は4時間とする。		正規職員1人当たり月額 197,800 円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、月額の 4.6 月分を限度に加算する。 臨時的雇用職員1時間当たり 1,076 円以内
3　延長保育事業に要する費用	延長保育事業の実施について（令和6年4月1日付けこ成保第225号）別紙延長保育事業実施要綱に規定する延長保育事業を実施し、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施する幼保連携型認定こども園において、毎月1日現在に特定教育･保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別		正規職員1人当たり月額 226,700 円以内。ただし、期末手当分として、1年につき月額の 4.6 月分を限度に加算する。 臨時的雇用職員1時

	紙 3 に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育教諭若しくは保育に従事する者又は臨時的雇用職員の保育教諭若しくは保育に従事する者であって市長が認めるもの１人	間当たり 1,630 円以内かつ月額 193,970 円以内
	延長保育事業の実施について別紙延長保育事業実施要綱に規定する延長保育事業を実施し、開所時間を超えて 30 分以上の延長保育を実施する幼保連携型認定こども園	1 月当たり別表第 4 により算定した額以内
4　施設の運営管理に要する費用	毎月1日現在の幼保連携型認定こども園の利用定員（保育認定子どもに係る利用定員に限る。）	児童1人当たり月額2,430円
	毎月1日在職の正規職員の数。	正規職員1人当たり月額2,187円
	幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園の建物及び設備の整備・修繕、環境の改善等に要する費用。ただし、市が貸し付けている幼保連携型認定こども園又は幼保連携型認定こども園分園の建物及び設備の整備・修繕、環境の改善等に要する費用を除く。	1箇所当たり月額150,000円以内
	市長が必要と認めた運営管理に要する費用	市長が必要と認めた額
5　児童の処遇向上に要する費用	毎月1日在籍の市内に在住する児童（保育認定子どもに限る。）の数	総児童分 児童1人当たり月額1,150円 年齢別 3歳未満児1人当たり月額3,600円

		3歳以上児1人当たり月額1,350円
6　産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	産休明け保育を実施する幼保連携型認定こども園において正規職員の保健師、助産師又は看護師であって市長が認めるもの1人	正規職員1人当たり月額235,400円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、月額の4.6月分を限度に加算する。
7　予備保育教諭の雇用に要する費用	毎月 1 日現在において特定教育･保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙 3 に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育教諭であって市長が認めるもの 3 人以内	正規職員 1 人当たり月額 203,800 円以内。ただし、期末手当分として、1 年につき、それぞれ月額の 4.5 月分を限度に加算する。
	毎月 1 日現在において特定教育･保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙 3 に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育教諭のうち市長が認めるものであって､1 歳児及び 2 歳児 5 人につき保育教諭 1 人を配置する場合に追加で必要となるものの数以内	

8　障害児保育に要する費用	毎月1日在籍の障害児（保育認定子どもに限る。）のための保育に従事する正規職員又は臨時的雇用職員の保育教諭、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する保育教諭等」という。）、子育て支援員若しくは児童指導員（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する子育て支援員等」という。）又は市長が認めるもの	右欄の正規職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育教諭等	基本分　正規職員1人当たり月額254,200円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1年につき、それぞれ月額の4.6月分を限度に加算する。 加算分　1日につき8時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、⑴又は⑵に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。 ⑴　障害児保育に従事する保育教諭等　当該臨時的雇用職員1時間当たり1,645円以内かつ月額176,000円以内 ⑵　障害児保育に従事する子

				育て支援員等当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,460 円以内かつ月額 156,200 円以内
			障害児保育に従事する子育て支援員等	基本分　正規職員 1 人当たり月額 236,400 円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1 年につき、それぞれ月額の 4.6 月分を限度に加算する。 加算分　1 日につき 8 時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、⑴又は⑵に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの

				額を加算する。 ⑴　障害児保育に従事する保育教諭等　当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,645 円以内かつ月額 176,000 円以 ⑵　障害児保育に従事する子育て支援員等当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,460 円以内かつ月額 156,200 円以内
		右欄の臨時的雇用職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育教諭等	臨時的雇用職員1時間当たり1,645円以内かつ月額452,300円以内
			障害児保育に従事する子育て支援員等	臨時的雇用職員1時間当たり1,460円以内かつ月額401,500円以内
	障害児（子ども・子育て支援法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに限			障害児1人当たり年額200,000円以内

	る。）の数	
9　一時預かり事業に要する費用	一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保第191号）別紙一時預かり事業実施要綱（以下「一時預かり実施要綱」という。）に規定する一時預かり事業のうち、一般型を実施する幼保連携型認定こども園であって、市長が認めるもの	基本分　⑴に⑵を加えた額。ただし、別表第5の左欄に掲げる場合にあっては、基本分から同表の右欄に掲げる額を控除した額 ⑴　月額分　月額453,400円以内。ただし、配置する保育従事者が1人である場合には、年間計画における利用人数に応じた年間基準額を12月と期末手当分の月数を合算した数で除した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。 ⑵　期末手当分　1年につき、月

		額分の 4.6 月分（配置する保育従事者が１人である場合には、年間基準額から月額分に 12 を乗じて得た額を差し引いた額）を上限とする。ただし、年度の途中で配置した保育従事者の数を変更した場合には、2 人以上を配置した月数と１人を配置した月数でそれぞれ按分した額を合算した額を上限とする。 加算分　⑴から⑶までを合計した額 ⑴　利用児加算 0 歳児 1 人当たり日額 2,200 円　1 歳以上児 1 人当たり日額 1,60

		0円 ⑵　生活保護世帯等利用加算 生活保護法の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯の利用児1人当たり　利用料相当額として市長が認める額 ⑶　障害児加算 障害児のための保育に従事する保育従事者を配置する場合は、当該障害児1人当たり日額3,600円
10　土地の賃借に要する費用	令和5年度においてこの項の補助を受けている幼保連携型認定こども園の土地（市若しくは当該幼保連携型認定こども園を経営する法人と利害関係を有する者が所有する土地又は公定価格の算定に当たり賃借料に係る加算の対象となる幼保連携型認定こども園若しくは幼	1箇所当たり年額2,000,000円を上限として、年間賃借料の総額の2分の1の額（1,000円未満の端数があるとき

	保連携型認定こども園分園の土地であって、市長が定めるものを除く。）の賃借に要する費用	は、これを切り捨てた額）。ただし、賃借期間が12月に満たない場合にあっては、1箇所当たり年額2,000,000円に賃借期間の月数を12で除した数を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限として、年間賃借料の総額の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
11　栄養士の雇用に要する費用	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙3に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の栄養士又は管理栄養士1人	正規職員1人当たり月額226,700円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、月額の4.6月分を限度に加算する。

備考

1　正規職員とは、市内の幼保連携型認定こども園で１日６時間以上、月２０日以上勤務する者をいう。

2　臨時的雇用職員とは、市内の幼保連携型認定こども園で勤務する者のうち

１に掲げる以外の者をいう。

３　保育教諭とは、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有し、かつ、児童福祉法第１８条の１８第１項の登録を受けた者のことをいう。ただし、認定こども園法附則第５条の規定に基づき、平成２７年４月１日から起算して１５年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は児童福祉法第１８条の１８第１項の登録を受けた者は、保育教諭となることができる。

４　保健師とは、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第２条に規定する者をいう。

５　助産師とは、保健師助産師看護師法第３条に規定するものをいう。

６　看護師とは、保健師助産師看護師法第５条に規定するものをいう。

７　准看護師とは、保健師助産師看護師法第６条に規定する者をいう。

８　理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法（昭和４０年法律第１３７号）第２条第３項に規定する者をいう。

９　作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法第２条第４項に規定する者をいう。

１０　言語聴覚士とは、言語聴覚士法（平成９年法律第１３２号）第２条に規定する者をいう。

１１　栄養士とは、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）第１条第１項に規定する者をいう。

１２　管理栄養士とは、栄養士法第１条第２項に規定する者をいう。

１３　障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、身体障害者福祉法（昭和２４律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和６２年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。

１４　子育て支援員研修事業の実施について(令和６年３月３０日こ成環第１１１号・こ支家第１８９号)の別紙子育て支援員研修事業実施要綱に規定する地域保育コースの地域型保育の専門研修を修了した者をいう。

１５　児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第２１条第６項に規定する者をいう。

１６　保育従事者とは、一時預かり実施要綱４⑴④の保育従事者をいう。

１７　年間基準額とは、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和５年９月７日付けこ成事第４８１号）別紙一時預かり事業の項３基準額の欄における１運営費⑴一般型ア（ｱ）基本分①又は②の表に掲げる基準額をいう。

１８　公定価格とは、子ども・子育て支援法第２７条第１項に規定する特定教育・保育に要する費用をいう。

１９　保育士とは、児童福祉法第１８条の１８第１項の登録を受けた者のことをいう。

２０　当該幼保連携型認定こども園を運営する法人と利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいう。

⑴　当該法人の役員

⑵　当該幼保連携型認定こども園の施設長

⑶　その他市長が定める者

別表第２

区分	申請期限
1　職員の処遇向上に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
2　主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
3　延長保育事業に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日

4　施設の運営管理に要する費用	1.2.3月分　1月15日 4.5.6月分　4月15日 7.8.9月分　7月15日 10.11.12月分　10月15日
5　児童の処遇向上に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
6　産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
7　予備保育教諭の雇用に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
8　障害児保育に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
9　一時預かり事業に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日
10　土地の賃借に要する費用	3月31日
11　栄養士の雇用に要する費用	1.2.3月分　3月31日 4.5.6月分　7月15日 7.8.9月分　10月15日 10.11.12月分　1月15日

別表第３

区分	添付書類
1　職員の処遇向上に要する費用	ア　職員名簿 イ　幼稚園教諭免許状、保育士証、栄養士免許証、管理栄養士免許証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写し 注　2回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
2　延長保育事業に要する費用	延長保育実施状況報告書
3　産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写し 注　2回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
4　障害児保育に要する費用	幼稚園教諭免許状、保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、子育て支援員研修修了証書又は児童指導員の資格(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条に該当するもの)を証明するものの写し 注　2 回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
5　一時預かり事業に要する費用	一時預かり実施状況報告書
6　土地の賃借に要する費用	ア　当該土地の賃借契約書の写し イ　当該土地の登記事項証明書

	ウ　当該幼保連携型認定こども園を経営する法人と貸主が利害関係を有しないことを誓約する書面 エ　その他市長が必要と認める書類
7　栄養士の雇用に要する費用	栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し 注　2回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。

別表第４

	単価		
平均対象児童数	1時間延長	2時間延長	3時間延長
1人又は2人	62,500円	169,000円	181,500円
3人～5人	146,750円	169,000円	181,500円
6人～9人	252,500円	338,250円	363,250円
10人～19人	296,250円	447,500円	497,500円
20人～29人	369,000円	629,500円	721,000円
30人～39人	441,750円	811,500円	944,500円
40以上にあっては、10人ごとに加算	72,750円	182,000円	223,500円

備考

１　対象児童数とは、１１時間の開所時間の前後の時間において、１時間延　長にあっては３０分を超える時間、２時間延長にあっては１時間30分を超える時間、３時間延長にあっては２時間３０分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。ただし、２時間延長の対象児童数は１時間延長として算定された対象児童数を、３時間延長の対象児童数は２時間延長及び１時間延長として算定された対象児童数を除いた数とする。

２　平均対象児童数とは、月の各週ごとの最も多い対象児童数をもって平

均し、小数点以下第１位を四捨五入して得た数をいう。

３　２時間延長を実施している幼保連携型認定こども園において、２時間延長の対象児童数には算定されないが、１時間延長の対象児童数に算定される場合は、１時間延長の平均対象利用児童数により算定された単価を加算する。

４　３時間延長を実施している幼保連携型認定こども園において、３時間延長の対象児童数には算定されないが、２時間延長及び１時間延長の対象児童数に算定される場合は、２時間延長及び１時間延長の平均対象利用児童数により算定された単価を加算する。

５　１１時間の開所時間の前後の時間において、３０分以上１時間未満の延長保育を実施し、かつ、平均対象児童数が１人以上の場合にあっては、単価は６２，５００円とする。

別表第５

区分	控除額
1　1 月当たりの事業の実施日数が 1 日に満たない月がある場合	基本分を 12 で除して得た額に、事業の実施日数が 1 日に満たない月数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
2　1 月当たりの事業の実施日数が 1 日以上 15 日未満である月がある場合	基本分に 2 分の 1 を乗じて得た額を 12 で除して得た額に、事業の実施日数が 1 日以上 15 日未満であった月数を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

第１号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

施　設　名
所　在　地
代表者氏名

船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付申請書

幼保連携型認定こども園運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　申請金額　　円（　　月分）

２　内　　訳　　別紙のとおり

３　添付書類

第２号様式

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった幼保連携型認定こども園運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　交付します。　　交付決定額　　円

内訳

区　　分	交　付　金　額

２　交付しません。

理由

第３号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

施　設　名
所　在　地
代表者氏名

船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付請求書

幼保連携型認定こども園運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額　　円（　　月分）

第４号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

施　設　名
所　在　地
代表者氏名

船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金実績報告書

年　　月　　日に交付決定した幼保連携型認定こども園運営費補助金に係る事業実施状況について別紙のとおり報告します。

消費税及び地方消費税の適用に関する事項

第５号様式

年　　月　　日

様

船橋市長　　印

船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業について次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

指令年月日	年　　月　　日	指令番号	船橋市指令第　　号
補助年度			
補助対象の区分			
交付決定額			
補助対象経費精算額			
交付確定額			

第６号様式

年　　月　　日

船橋市長　あて

施　設　名
所　在　地
代表者氏名

船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日に交付決定を受けた幼保連携型認定こども園運営費補助金について、下記のとおり報告します。

記

交付確定額　　円

確定申告により確定した幼保連携型認定こども園運営費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円